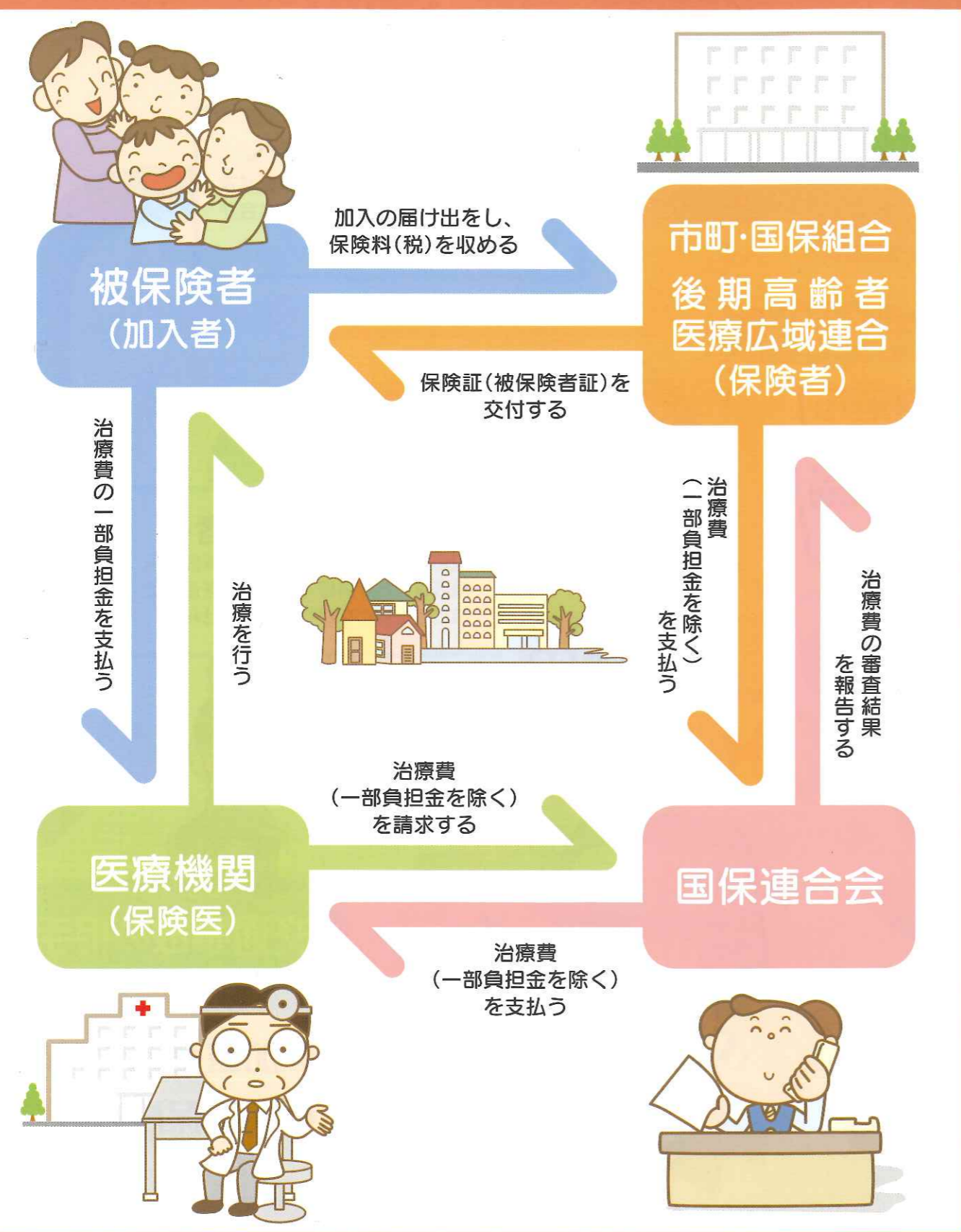


国民健康保険  
後期高齢者医療保険の仕組み



# 交通事故

## 第三者行為にあつたら

交通事故によって怪我をした場合でも、被保険者証を使って治療を受けることができます。

この場合には保険者(市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合)に届け出ることが法令によって義務付けられています。



### 届出は速やかに…

下記の書類を国保の窓口へご提出ください。

- ① 第三者行為による被害届
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 交通事故証明書 (自動車安全運転センターで発行)
- ④ 念書
- ⑤ 誓約書

※用紙は、各窓口にあります。

### 示談は慎重に

示談の前には、必ず市町等の国保の窓口にご相談ください。

保険証を使って治療を受けられている人が加害者から治療費を受け取ると、その治療費の一部を保険者(市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合)から請求されることがあります。

お問合せ

各市町国保担当課・国民健康保険組合・後期高齢者医療広域連合  
または、福井県国民健康保険団体連合会(TEL.0776-57-1612)へ

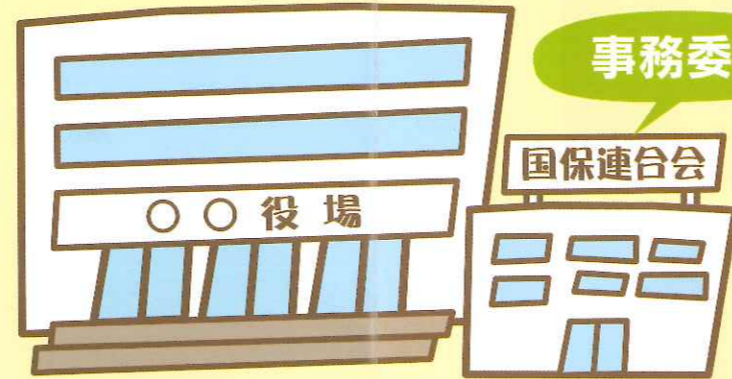
市町国民健康保険・国民健康保険組合  
後期高齢者医療広域連合  
福井県国民健康保険団体連合会

# 交通事故での負傷の治療に国民健康保険を使うときは、必ず市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合に届出を!

## 保険者から病院へ

市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合が治療費を病院などに支払います。この費用のうち、加害者の過失に応じた金額は本来加害者が支払うべきものですが、一旦立て替えて支払います。

## 保険者 (市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合)



## 保険者から相手方へ

市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合が立て替えた治療費は、国保連合会が相手方へ請求します。

## 病院から保険者へ

病院などは、市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合に治療費(患者負担分を除いた部分)を請求します。

## 相手方から保険者へ

相手方は市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合が負担した治療費を過失に応じて支払わなければなりません。

## 交通事故発生!



## 交通事故の相手

- 加害者
- 損害保険会社

## 届け出に必要なもの

- 保険証
- 印鑑
- 交通事故証明書
- 第三者行為による被害届 など



第三者行為による被害届



## 被害者

## 医療機関

(病院・薬局・整骨院など)

## 治療費

保険者負担分



患者負担分  
(窓口にて支払い)



※交通事故にあったら、すみやかに警察に届けましょう。

届け出をしないと「交通事故証明書」(自動車安全運転センター発行)がもらえません。